

静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領

第1 通則

静岡茶海外戦略展開支援事業(以下「事業」という。)の実施については、静岡県補助金交付規則(昭和31年静岡県規則第47号)及び静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)に定めるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業の目的

この事業は、静岡茶の輸出を促進する取組の経費に対する助成等の支援を実施することにより、本県の茶業の再生及び発展を推進することを目的とする。

第3 定義

- (1) この要領において「改植」とは、茶園において、樹体を根本から切断(以下「伐採」という。)し、抜根又は枯死させた後、優良品種系統の茶樹を新たに植栽することをいい、移動改植を含むものとする。
- (2) この要領において「移動改植」とは、茶園において伐採をした茶樹と同規模の優良品種系統等の茶樹を、当該茶園以外の農地において、新たに植栽することをいう。
- (3) この要領において「植栽初期管理支援」とは、改植等(災害復旧事業や土地改良事業(基盤整備事業)等により造成した茶園に植栽する場合を含む)の実施後、植栽初期の期間に要する管理経費の一部を支援することという。
- (4) この要領において「被覆栽培への転換」とは、てん茶を生産することを目的として、てん茶の生産に適した品種に限り、茶園を被覆資材で直接被覆する栽培法に転換することをいう。
- (5) この要領において「茶工場」とは、茶を荒茶に加工して販売する食品事業者のことをいう。
- (6) この要領において「国の茶改植事業」とは、農林水産省の持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進における、茶の改植等の促進のことをいう。

第4 事業の内容

(1) 事業の区分

以下に掲げる事業とし、具体的内容は別記1から3のとおりとする。

ア 海外販路開拓支援事業

茶業関係団体及び産業支援機関等で組織するコンソーシアムが連携して行う、海外での大規模販路開拓に取り組む事業

イ 輸出拡大生産転換設備等導入支援事業

輸出生産拠点(以下「拠点」という。)の茶業者等が行う、輸出需要に対応した茶の生産体制への転換を図るために必要な施設又は設備等を導入する事業

ウ 輸出拡大生産体制強化支援事業

拠点の茶業者等が行う、輸出需要の高い有機茶やてん茶等の生産に適する品種への改植や、被覆栽培への転換に取り組む事業

(2) 事業実施主体

交付要綱別表に定めるところとする。

第5 事業の実施

(1) 事業計画の認定

- ア 事業実施主体は、事業を行おうとするときは、事業実施計画書（様式第1号）を静岡県経済産業部農業局お茶振興課長（以下「お茶振興課長」という。）に提出するものとする。
- イ お茶振興課長は事業実施主体から提出された事業実施計画書について、別に定める静岡茶海外戦略展開支援事業実施計画審査要領（以下「審査要領」という。）に基づき、成果目標が妥当であるか審査の上、事業の目的等に適合していると認められるときは、事業実施計画の認定を行うとともに、交付対象事業の選定を行うものとする。
- ウ 複数年度計画で採択された事業は、進捗状況及び次年度分の事業実施計画書（様式第1号）をもって継続審査を実施する。
- エ 審査会の審査基準については、審査要領に定める。

(2) 事業計画の変更

事業実施主体は、次に掲げる事項について変更する場合は、事業実施変更計画書（様式第2号）をお茶振興課長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業区分の変更

イ 全体事業量の20パーセントを超える変更

(3) 実績報告書の提出

事業実施主体は、(1)の事業が終了した時は、事業実績報告書（様式第3号）を事業終了から30日以内、又は事業実施の翌年度の4月20日（第4の(1)イの事業においては事業実施年度の2月末日）のいずれか早い日までに お茶振興課長に1部提出するものとする。

第6 事業の推進体制

- (1) 県、事業実施主体及び第4(1)イ及びウの事業における事業実施主体が属する拠点の茶工場の代表者は、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、相互に連携して事業を推進するものとする。
- (2) 農林事務所長は、事業の円滑かつ効果的な実施を図るため、関係する農業団体や機関の協力を得て、事業実施主体及び事業実施主体が属する拠点の茶工場の代表者の統括的な指導・監督にあたるものとする。

第7 助成措置

県は、予算の範囲内において、この事業の実施に要する経費について助成するものとする。

第8 事業実施後の措置

- (1) 農林事務所長は、この事業で整備した施設の管理運営が、この事業の趣旨に即して適正に行われるよう事業実施主体を指導するものとする。
- (2) 事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から3年間の状況について、その翌年度の4月末日（第4の(1)のウについては7月末日）までに実施状況等報告書（様式第4号）をお茶振興課長に提出するものとする。

第9 事業実施期間

交付決定日から当該年度の属する3月末日（第4の(1)イの事業については2月末日）までとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届（様式第5号）をお茶振興課長に提出することとする。

なお、第4の(1)ウの事業において、国の茶改植事業を活用する場合は、この事業の交付決定前であっても事業開始を国の茶改植事業の交付決定日又は事前着手日まで遡ることができる（ただし、国の茶改植事業の交付決定後に第5の(1)アによる事業実施計画書（様式第1号）を提出すること。）。

第4の(1)イの事業において、事業実施計画書で複数年度にわたる事業の認定を受けた場合、その期間は3年以内とし、次年度以降の事業は継続審査後、事業実施年度に改めて交付申請し、補助金の交付を受けることとする。

第10 書類の経由

この要領に基づき提出すべき書類のうち、第4の(1)イ、ウの事業については、下記に定める農林事務所を経由してお茶振興課長に提出するものとする。

(1) 第4の(1)イの事業

事業実施主体の所在地を管轄する農林事務所

(2) 第4の(1)ウの事業

事業実施主体が属する拠点の茶工場の所在地を管轄する農林事務所

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年度分の事業から適用する。

別記 1 海外販路開拓支援事業

第 1 具体的な補助対象事業

本事業を実施するに当たる具体的な補助対象事業は、次に掲げるものとする。

具体的な補助対象事業	特記事項	補助率
需用費	海外展示会での PR のために直接必要なブース装飾などの消耗品等に必要な経費	1/2 以内、上限額 1,000 万円
役務費	海外展示会での PR のために直接必要なブースデザイン、加工等に必要な経費	
使用料及び賃借料	海外展示会に出展するためのブース出展料	
その他、事業の実施に必要であると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費	

(注 1) 商品等を有償で提供し対価を得ようとする場合においては、その商品等の製造や仕入れ等に直接掛かる経費は補助対象経費として認めないものとする。

(注 2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとし、外貨で決済した経費については支払日の TTS レート又はクレジットカード等の明細に記載の為替レートで円に換算することとする。

(注 3) コンソーシアムと連携して展示会へ参加する茶流通業者（茶商）等に対する支援は、支援の継続性及び新規事業者創出の観点から、一つの展示会につき最大 3 回までとする（令和 6 年度 Cha0I プロジェクト推進事業費補助金のうち静岡茶海外戦略展開支援事業により支援を受けた出展から起算）。4 回以上参加する者（以下、「対象外事業者」と表記）が含まれる場合、補助対象経費に「{(参加事業者数) - (対象外事業者数)} / 参加事業者数」を乗じた額を補助対象経費とし、対象外事業者の出展に掛かる経費については全額自己負担を求めることとする。

第 2 採択要件

本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 静岡茶の PR が十分にできる出展計画となっていること。
- (2) 公募により延べ 10 者以上の茶業者又は流通販売業者を出展者として募集し、展示会出展させる計画であること。
- (3) 団体による展示会出展を行う計画であること。
- (4) 5 者以上の団体によるブース出展を 1 回以上行う計画であること。
- (5) 募集する流通販売業者は県内産輸出用茶を確保・調達予定見込みの者とする。
- (6) 事業採択後、1 か月以内に公募を行い出展者リストをお茶振興課長に提出すること。

なお、事業採択したにも関わらず、期日までに参加事業者数が要件を満たせない場合は、交付決定を見送ることとする。また、交付決定後に参加事業者数が減少した場合は、その者を参加事業者数から除外し、実際の参加事業者の数／交付決定時の参加事業者数の割合で按分して補助金を計算するものとする。

別記2 輸出拡大生産転換整備導入支援事業

第1 具体的な補助対象事業

本事業を実施するに当たる具体的な補助対象事業は、次に掲げるものとする。

具体的な補助対象事業	補助対象事例	特記事項	補助率
茶園管理機械施設	除草機（自走式、乗用、温水式、蒸気式等） 光(LED型等)害虫誘引装置 有機肥料（堆肥）散布装置 送風・吸引式病害虫防除機 獣害対策施設 堆肥舎 堆肥化作業用機械 草切断機 雑草抑制資材 その他環境負荷低減を図るために必要な茶園管理機械施設	拠点化計画の実施のために必要な施設又は設備等であること	1/2 以内、 上限額 1,500 万円
茶製造機械等	てん茶製造ライン 生葉洗浄機 色彩選別機 異物除去機等		
被覆栽培の管理機械施設	背高被覆棚施設 自動被覆展開巻取装置		
茶改植関連機械施設 （作業受託により利益が確保できること）	中切更新機 小型ハンマーナイフモア 苗移植機		
茶工場稼働率向上施設	蒸葉打圧装置 過熱蒸気発生装置 荒茶出荷合理化施設		
茶工場衛生対応改修改良工事	有機 JAS、GAP 対応茶工場内張等改修 害虫等進入防止改修 衛生対策施設改修		
広域生葉集荷施設	生葉集荷施設 生葉運搬設備 微気象測定(生育量、日射時間、雨量、温湿度、風向風力等)の遠隔システム		
集荷体制構築対策費	製茶機械移設費 体制づくりに係る指導、検討費用		
その他、事業の実施に必要なであると知事が認める経費	事業を実施するために直接必要な経費		

第2 採択要件

この事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 拠点化計画を作成している又は拠点化計画に参画しており、県が選定した拠点の茶業者等であること。
- (2) 次に掲げる成果目標から2つ選択し、達成が見込まれること。なお、成果目標の達成年度は、事業実施年度の2年後とする。

成果目標	考え方	算出方法
輸出向け茶園面積の増加	事業実施年度の事業実施計画における有機栽培面積、てん茶生産のための被覆栽培面積及び改植面積の合計が 20%以上増加	-
輸出向け茶の生産量の増加	事業実施年度の事業実施計画における有機栽培茶又はてん茶等の生産量が 20%以上増加	-
主要品種の低減	事業実施年度の事業実施計画における主要品種指数を直近値から 2 ポイント*以上低減	主要品種指数とは、茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該年度の茶栽培面積で除し、100 を乗じた数とする。
輸出量又は輸出額の増加	事業実施年度の事業実施計画における総出荷量に占める輸出用茶出荷量又は総販売額に占める輸出用茶販売額の割合を 5 ポイント*以上増加	決算書に記載の販売額等
生産性の向上	事業実施年度の事業実施計画における労働生産性 10%以上の向上	「労働生産性＝販売額（円）÷労働時間（h）」 ① 労働時間 i 直接労働時間（経営管理及び間接労働（機械修繕や集落の集会出席など）を除く、農産物の生産・加工のための投下労働時間をいう。以下同じ。）の全て ii 特定のまとまりを持つ労働時間であって、全体の過半を超える直接労働時間のいずれかとする。 ② 現状値 全ての受益農業者又は受益農業者数を母数として平方根で求めたサンプル以上を対象として、農業者の作業記録に基づく聞き取り、アンケート調査又は作業日誌等の提出等により算出することとする。

※パーセントで表された数字同士の差とする。

別記 3 輸出拡大生産体制強化支援事業

第 1 事業概要

この事業は、県が直接、第 2、第 3 に定める要件を満たす事業実施主体に対し、第 4 に定めるところにより補助金を交付する事業とする。

第 2 採択要件

この事業を実施するに当たっては、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 拠点化計画を作成している又は拠点化計画に参画しており、県が選定した拠点の茶業者等であること。
- (2) 国の茶改植事業に申請していること。また、国の茶改植事業の計画承認を受けている場合、国の交付決定後に事業実施計画書（様式第 1 号）を提出すること。
- (3) 有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植事業又は改植等に伴う植栽初期管理事業を受けると場合は、「やぶきた」以外の有機茶やてん茶等の生産に適した優良品種への改植等を行うこと。
- (4) 改植等に伴う植栽初期管理事業を受ける場合、改植等（災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽を行う場合を含む。）を行うこと。
- (5) 「てん茶」生産のための被覆栽培への転換事業を受ける場合は、てん茶を生産することを目的とすること。

第 3 支援の対象となる茶園要件

支援対象者の茶園は、次に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 改植を行う場合にあっては、支援対象年度の前年度まで、茶園として通常の収穫が見込まれるよう適切な栽培管理が行われていること。
- (2) 地域の実情に照らし、通常の収穫が見込まれる植栽密度を有し、かつ、改植等実施後においても同等の植栽密度を有することが見込まれる茶園であること。
- (3) 当該茶園について、農地法第 4 条又は第 5 条に基づく農地転用の許可申請書が提出されていないこと。
- (4) 当該茶園を農地以外のものにすることを前提とした所有権の移転又は賃貸借等の使用収益権の設定若しくは移転に関する協議が現に行われ、又は整った茶園でないこと。
- (5) この事業又は国の茶改植事業以外の補助事業により改植等が行われる茶園でないこと。

第4 補助金の算定方法

事業実施主体に交付する補助金の総額は、次に掲げる具体的な補助対象事業の区分に応じ、事業ごとの支援対象面積に補助額の欄に掲げる金額を乗じて得た金額とする。

具体的な補助対象事業		注意事項	補助額
有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植	改植の実施に必要な経費	ただし、事業実施主体である拠点の茶業者等は国の茶改植事業に申請していること	15.2万円/10a以内
改植等に伴う植栽初期管理	改植等に伴う植栽初期管理に必要な経費 ※植栽初期管理期間3年間を想定		14.1万円/10a以内
「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	直接被覆栽培への転換に必要な資材購入費		10万円/10a以内

第5 事業実施手続き

この事業の実施手続は次のとおりとする。

(1) 事業実施計画（様式第1号）及び別紙3の作成及び提出

ア 事業実施主体は、事業実施計画書（様式第1号）及び別紙3作成し、添付資料とともに事業実施主体が属する拠点の茶工場の代表者（以下「拠点の代表者」という。）に提出し、拠点の代表者は申請書を取りまとめて拠点の茶工場の所在地を管轄する農林事務所に提出するものとする。

イ 事業実施主体は、改植等を行うこととされている茶園が第3を満たすことを事業に着手する前に確認するため、第7に定めるところにより、事前確認資料を提出するものとする。

ウ (1)の規定は、様式第1号及び別紙3の変更について、準用する。

エ 拠点の代表者から提出を受けた農林事務所はお茶振興課へ進達するものとする。

(2) 事業実績報告

ア 事業実施主体は、事業実施後に事業実績報告書（様式第3号）及び別紙3並びに第8に定めるところにより、事後確認資料を拠点の代表者に提出し、拠点の代表者はとりまとめて拠点の茶工場の所在地を管轄する農林事務所に対し、提出するものとする。

イ 拠点の代表者から提出を受けた農林事務所はお茶振興課へ進達するものとする。

(3) 事業実施確認

ア 事業実施確認については、次のとおりとする。

(ア) (1)のイに定める確認（以下、「事前確認」という。）は、お茶振興課が、当該(2)により提出を受けた事前確認資料により行うものとする。ただし、お茶振興課は、事前確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合には、現地確認を行うものとする。

(イ) (2)のアに定める確認（以下、「事後確認」という。）は、お茶振興課が、当該(2)により提出を受けた事後確認資料により行うものとする。ただし、お茶振興課は、事後確認資料のみでは確認が困難であると判断する場合及び申請のあった拠点から数件抽出して、現地確認を行うものとする。

(ウ) お茶振興課は、現地での確認を行う場合は、必要に応じ、事業実施主体及び拠点の代表者の立ち会いを求めるとともに、事業実施主体に対して関係書類の提出を依頼するものとする。

(エ) お茶振興課は、現地における確認を行う場合は円滑に実施するため、必要に応じ、関係機関に対し協力を依頼するものとする。

イ お茶振興課は、事後確認後、農林事務所及び拠点の代表者を經由し、事業実施主体に対し、交付確定を通知する。

(4) 補助金の交付手続

ア 事業実施主体は、お茶振興課から交付確定の通知を受けた後、補助金交付請求書を拠点の代表者に提出し、拠点の代表者はとりまとめて拠点の茶工場の所在地を管轄する農林事務所に提出するものとする。

イ 拠点の代表者から提出を受けた農林事務所はお茶振興課へ進達するものとする。

ウ お茶振興課は、請求書の提出を受け、事業実施主体に対し補助金を交付する。

第6 支援対象面積の算定方法について

(1) 範囲

支援対象面積の範囲は、畦畔、枕地、法面等茶が植栽されていない面積を含まない本地面積とし、支援内容ごとに、それぞれ次に掲げるものとする。

ア 改植（移動改植を除く。）

伐採し、抜根又は枯死させた後、茶樹を新たに植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

イ 移動改植

茶園において伐採を実施した後、当該茶園以外の農地において茶樹を植栽した面積（ただし、伐採した面積を上限とする。）

ウ 「てん茶」生産のための被覆栽培への転換

てん茶の生産を目的とし、茶期中に茶園を被覆資材で直接被覆する面積

(2) 測定方法

次のいずれかの方法により測定するものとする。

ア 実測

現地において実測を行う。

イ 図測

原則、2,500分の1以上の縮尺図等の図測により行う。なお、2,500分の1未満5,000分の1以上の縮尺図等の図測による場合は、当該図測面積に0.95を乗じた数値を支援対象面積とする者とする。

ウ 公的資料等に記載された面積の活用

国土調査結果、土地登記簿、固定資産課税台帳及び共済加入申請書のうち当該茶園面積を表すのに最適であると判断される公的資料等に記載された面積とする。

第7 事前確認に必要な資料について

お茶振興課が事前確認を行うために必要な資料として支援対象者が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事前確認を行うための必要な資料
有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植及び改植等に伴う植栽初期管理	【同一茶園の場合】 ・改植を実施する前の茶園写真 ただし、写真が準備できない場合、改植前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (2) 栽培日誌の写し等客観的に証明できる資料 【移動改植の場合】 ・茶樹の伐採を実施する前の茶園写真 ・改植を実施する前の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、移動改植元の茶園又は移動改植先の農地が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること (移動改植元の茶園の場合) (1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (2) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料 (移動改植先の農地の場合) (1) 現況の写真（更地の状況） (2) 客観的に証明できる資料 【災害復旧事業や土地改良事業等により造成した茶園に植栽する場合】 ・災害復旧事業や土地改良事業等を実施する前の茶園写真及び実施後の農地の写真 ただし、写真が準備できない場合には、災害復旧事業や土地改良事業等を実施する前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること (1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (2) 栽培日誌の写しなど客観的に証明できる資料
「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	・直接被覆栽培に転換する前の茶園の写真 ただし、写真が準備できない場合には、被覆栽培に転換する前の茶園が分かる資料として、次のいずれかのものを準備すること。 (1) 当該茶園の荒茶の出荷伝票 (2) 栽培日誌の写し

第8 事後確認に必要な資料について

お茶振興課が事後確認を行うために必要な資料として事業実施主体が提出する資料とは、次に掲げる資料とする。

支援内容	事後確認を行うための必要な資料
有機茶やてん茶等の生産に適した品種への改植及び改植等に伴う植栽初期管理	・購入した、植栽する苗木の検品写真及び納品書 ・改植等を実施している作業写真 ・改植等を実施した後の茶園写真 ただし、改植等を実施する前の写真と同じ角度の写真とする。
「てん茶」生産のための被覆栽培への転換	・購入した被覆等資材の検品写真、納品書、請求書及び領収書 ・導入した被覆等資材により、茶樹が覆われていることが確認できる写真 ただし、転換する前の写真と同じ角度の写真とする。

○ ○ 第 ○ 号
年 月 日

静岡県経済産業部農業局お茶振興課長 様

所在地
名 称
代表者

○年度静岡茶海外戦略展開支援事業実施計画書

静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第 5 の（１）のアの規定に基づき、下記のとおり静岡茶海外戦略展開支援事業実施計画書を提出します。

< 事業の区分 >

静岡茶海外戦略展開支援事業名	実施内容※	添付内容
海外販路開拓支援事業		別紙 1
輸出拡大生産転換設備等導入支援事業		別紙 2
輸出拡大生産体制強化支援事業		別紙 3

※該当する実施内容に「○」を記載すること。

（注）法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

別紙 1（海外販路開拓支援事業）

1 事業実施主体の概要

項 目	内 容
事業実施主体名	
代表者	
住所	
担当者（役職、氏名）	
連絡先	TEL
	E-mail

注：事業実施主体名にはコンソーシアムの名称を記載すること。

2 コンソーシアムの概要

（１）構成員

事業者名	住 所	業 種	パートナーシップ構築宣言企業

注：「パートナーシップ構築宣言企業」に該当する場合は「○」を記載し、登録したパートナーシップ構築宣言を添付すること。

（２）役割分担

事業者名	役 割

注：「役割」には、代表者、会計担当者、原料提供など各事業者の役割を記載すること。

3 事業内容

(1) 目的

注：200 文字以内で簡潔に記載すること。

(2) 出展計画

ア 出展先等

出展国	展示会名	予定出展者数 (者)

注：出展者リストが既にある場合は提示すること。

イ 出展内容等

項 目	内 容
出展先の選定理由	
出展者の公募方法	※公募方法、期間等
出展する商品やサービス	
出展者のサポート体制	
静岡茶 PR のためのプロモーション	

(3) 新たな需要等の創出

項 目	単位	現状 (年度) (事業実施年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	5 年目 (年度)

注 1：成約件数、販売件数、販売額や輸出額などを記載すること。

注 2：現状値は、計画書提出時の実績値を記載すること。

(4) 年間計画

時 期	内 容	担 当 事 業 者 名

注1：経過した時期は実績を記載すること。

注2：必要に応じて行を追加すること。

(5) 支出計画

費 目	金 額（円）	積 算 根 拠
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
合 計		

4 添付書類

- ・事業に参画する事業者の経営内容がわかる書類
- ・コンソーシアムの規約や覚書等
- ・コンソーシアムの事業実施体制や役割分担がわかる書類
- ・出展する展示会の内容がわかる書類
- ・出展者がわかる書類（出展者リスト等）
- ・審査会において事業概要を説明する資料
- ・その他参考となる書類

注：審査会において事業概要を説明する資料やその他参考となる書類については、A4片面で3枚以内とする。

別紙 2（輸出拡大生産転換設備等導入支援事業）

1 事業実施主体の概要

項 目	内 容
事業実施主体名	
代表者	
住所	
担当者（役職、氏名）	
連絡先	TEL
	E-mail

注 1：事業実施主体名には個人名又は茶工場名を記載すること。

注 2：代表者欄は、本事業を実施する茶業者名を記載すること。

2 成果目標

区 分	成果目標	実施項目※
ア	有機栽培面積、てん茶生産のための被覆栽培面積及び改植面積の合計が 20%以上増加	
イ	有機栽培茶又はてん茶等の生産量が 20%以上増加	
ウ	主要品種指数を直近値から 2 ポイント以上低減	
エ	総出荷量又は総出荷額に占める輸出量又は輸出額の割合を 5 ポイント以上増加	
オ	労働生産性 10%以上の向上	

※成果目標から 2 つ選択し、「○」を記載すること。

3 事業内容

（1）目的

注：200 文字以内で簡潔に記載すること。

（2）整備内容

（単位：円）

事業量	事業費	負担区分				備考
		国	県	市町	その他	
計						

(3) 転換する内容

(仕上茶、荒茶、生葉)のうちいずれかに「○」をつけ、選択した内容について、下表の項目を記載すること。

項 目	現状 (年度)		事業実施後 (年度) (目標年度)		増加率	備 考
輸出用茶栽培面積(ha)	(有機栽培面積)	ha	(有機栽培面積)	ha	%	
	(てん茶用面積)	ha	(てん茶用面積)	ha	%	
	(改植用面積)	ha	(改植用面積)	ha	%	
	(全体茶園面積)	ha	(全体茶園面積)	ha	%	
輸出用茶生産量(t)	(有機茶数量)	t	(有機茶数量)	t	%	
	(てん茶数量)	t	(てん茶数量)	t	%	
	(その他茶数量)	t	(その他茶数量)	t	%	
	(全体茶数量)	t	(全体茶数量)	t	%	
輸出用茶出荷量(t)	(有機茶数量)	t	(有機茶数量)	t	%	
	(てん茶数量)	t	(てん茶数量)	t	%	
	(その他茶数量)	t	(その他茶数量)	t	%	
	(全体茶数量)	t	(全体茶数量)	t	%	
輸出用茶販売額(千円)	(有機煎茶)	千円	(有機煎茶)	千円	%	
	(有機てん茶)	千円	(有機てん茶)	千円	%	
	(慣行煎茶)	千円	(慣行煎茶)	千円	%	
	(慣行てん茶)	千円	(慣行てん茶)	千円	%	
	(その他)	千円	(その他)	千円	%	
	(全体)	千円	(全体)	千円	%	

注1：現状を基準として増加率((目標値－現状値)/ 現状値*100)を記載すること。

注2：目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

(4) 出荷見込量及び販売見込額等

項 目	前年度 (年度) (現 状)	事業実施年度 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	10 年目 (年度)
総出荷量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
総販売額	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
茶業者1戸あたり収入	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)

注1：現状を基準として増加率((目標値－現状値)/ 現状値*100)を記載すること。

注2：総出荷量及び総販売額は国内向けも含めた量及び額を記載すること。

注3：事業実施年度において数値が確定していない場合は見込みで記入すること。

注4：(3)で選択した仕上茶、荒茶、生葉について記載すること。

(5) 有機栽培茶またはてん茶の生産拡大に向けた茶品種の転換

品種名		現状 (年度)			目標年度 (年度)			ポイント
転換前	転換後	栽培面積	うち 主要品種 栽培面積	主要品種 指数	栽培面積	うち 主要品種 栽培面積	主要品種 指数	
		ha	ha	%	ha	ha	%	

注1：2のウを選択した場合に記載。

注2：目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

注3：主要品種とは茶品種「やぶきた」とする。

注4：主要品種指数とは、茶品種「やぶきた」の栽培面積を当該年度の茶栽培面積で除し、100を乗じた数とする。

注5：ポイントはパーセントで表された数字同士の差とし、目標年度から現状の割合を引くこととする。

注6：必要に応じて行を追加すること。

(6) 労働生産性

項目	前年度 (年度) (現状)	目標年度 (年度)	増加割合
労働時間	h	h	-
労働生産性			%

注1：2のオを選択した場合に記載。

注2：目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

注3：労働生産性＝販売額（（4）に記載の販売額）÷労働時間を記載すること

(7) 流通販売業者等との輸出向け茶（有機茶・てん茶等）出荷契約

契約等の相手先 (流通販売事業者名)	契約取引 品種	契約 茶種	契約取引量 (t)		契約状況
			現状 (年度)	目標年度 (年度)	

注1：「契約状況」には、契約又は覚書等を締結済み、今後締結予定等を記載すること。

注2：必要に応じて行を追加すること。

4 添付書類

- ・拠点化計画の写し
- ・事業概要が分かる資料
- ・事業実施場所の位置図

なお、広域生葉集出荷施設等、受益地が複数の地域や茶園に亘る場合については、適宜、その受益の範囲等が分かるよう作成すること。

- ・導入機械等のカタログ、配置図等
- ・生産計画、収支計画

なお、事業実施前の実績、少なくとも事業実施の翌々年度までの計画がわかる資料にすること。

- ・規模決定根拠
- ・見積額一覧表及び見積書（原則として3社以上）
- ・関連する事業がある場合は、その概要がわかる書類
- ・その他参考となる書類（例：連携する流通販売業者等との販売数量設定や単価設定のある契約書や覚書等）

注：その他参考となる書類については、A4片面で3枚以内とする。

別紙3（輸出拡大生産体制強化支援事業）

1 実施内容

拠点の茶工場	生産者名	茶園面積 (㎡)		ほ場所在地 (字地番) 注 4	実施面積 ア 注 2、 5				補助金 (円) =ア×単価 (円/㎡)				除税額 (円)	合計 (円)	実施 時期	支援対象 面積の 事前精査 注 6	苗の本数 (本) (計画) 改植、植栽初期管 理支援を活用する 場合のみ記入	実施前後の品種名 改植、植栽初期管理支援を 活用する場合のみ記入	
		注 1、 2			改植 (㎡)	改植等に伴 う植栽初期 管理 (㎡)	「てん茶」生 産のための 被覆栽培 への転換 (㎡)	合計 (㎡)	改植	改植等に伴 う植栽初期 管理	「てん茶」生 産のための被 覆栽培への転 換	合計 (円)						実施前	実施後
		うち 主要品種 栽培面積 (㎡) 注 3	【単価182円/㎡】																
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
								0	0	0	0	0		0					
計	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				

- 注1 拠点内の茶園面積の合計を記入してください。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含みます。
- 2 実施面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
- 3 主要品種とは茶品種「やぶきた」とし、やぶきたの栽培面積を記入してください。
- 4 移動改植（改植を行う前と後で、ほ場が異なる場合）は、「ほ場所在地」の欄の upper 段に実施前のほ場（茶樹を伐採し、抜根するほ場）の所在地、下段に実施後のほ場（植栽を行ったほ場）の所在地を記入してください。
また、ほ場所在地が複数ある場合は、全てのほ場所在地を連記してください。
- 5 実施面積の記入に当たっては、茶園のけい畔や法面など茶樹が植栽されていない面積は除いてください。
このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、面積の算出方法について静岡県にお問い合わせください。
- 6 「支援対象面積の事前精査」の確認欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

2 拠点の全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積を事前精査している場合。

1 過去の面積減少率から支援対象面積を推定する等、2以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。

0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 2 添付書類
- ・国の茶改植事業の申請書の写し
 - ・拠点化計画の写し
 - ・事業実施ほ場の位置図
 - ・事前確認資料

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

○ ○ 第 ○ 号
年 月 日

静岡県経済産業部農業局お茶振興課長 様

所在地
名 称
代表者

○年度静岡茶海外戦略展開支援事業実施変更計画書

静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第 5 の（2）の規定に基づき、
下記のとおり静岡茶海外戦略展開支援事業実施変更計画書を提出しま
す。

1 変更理由書

変更区分	変更箇所	変更理由

- （注） 1 変更区分：本要領第 5 の（2）に掲げる変更の区分による。
2 変更箇所：当初計画と変更計画を対比して具体的に変更
箇所を明らかにすること。
3 変更理由：具体的に記入すること。

2 変更計画の内容

- （注）様式第 1 号に準じて変更計画を作成し、当該変更に係る部分
については、その上段に当初計画を括弧書すること。（変更
箇所がない項目についても記入すること。）

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

○ ○ 第 ○ 号
年 月 日

静岡県経済産業部農業局お茶振興課長 様

所在地
名 称
代表者

○年度静岡茶海外戦略展開支援事業実績報告書

静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第 5 の（3）の規定に基づき、
下記のとおり静岡茶海外戦略展開支援事業実績報告書を提出します。

< 事業の区分 >

静岡茶海外戦略展開支援事業名	実施内容※	添付内容
海外販路開拓支援事業		別紙 1
輸出拡大生産転換設備等導入支援事業		別紙 2
輸出拡大生産体制強化支援事業		別紙 3

※該当する実施内容に「○」を記載すること。

（注）法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

別紙 1（海外販路開拓支援事業）

1 実施内容

（1）出展概要

出展期間	展示会名	出展場所	出展者数	自ブース訪問者数 /全体来場者数

2 販路開拓結果

（1）出展内容

※①出展者の公募結果、内訳

②ブースレイアウトやデザインの説明

③出展商品やサービスの詳細

④静岡茶 P R の内容

⑤各出展者の成約状況やリード（見込み客）獲得数等の出展による効果

⑥参加者（出展者・来訪者）の声や改善点 等を記載

（2）需要創出効果

項 目	効果額	備 考
	千円	

※項目には展示会出展による販売額、輸出増加額や広告宣伝効果等を記載すること。

3 添付書類

- ・展示会出展を行った際の写真など取組が分かる書類
- ・その他参考となる書類

別紙 2 （輸出拡大生産転換設備等導入支援事業）

1 令和 年度 事業実績

事業内容 事業量	事業実施主体	施行箇所 又は 設置場所	事業費	負担区分			備考
				県費	市町費	その他	
			円	円	円	円	
計							

2 添付書類

施設の配置図や写真等、整備内容が確認できるもの

別紙 3（輸出拡大生産体制強化支援事業）

1 実施内容

拠点の茶工場	生産者名	茶園面積 (㎡)	注 1、2 うち 主要品種 栽培面積 (㎡) 注 3	ほ場所在地 (字地番) 注 4	上段：当初計画 下段：実績報告															支援対象面積の 事前精査 注 6	
					実施面積 ア 注 2、5				補助金 (円) = ア × 単価 (円/㎡)				除税額 (円)	税の種類 「免税」、 「本則」、 「簡易」の いずれかを 記入	合計 (円)	実施 時期	苗の本数 (本) 改植、植栽式管理 支援を活用した場 合のみ記入	実施前後の品種名			2：支援対象面積 実測相当 1：支援対象面積の 推定 0：事前精査無し
					改植 (㎡)	改植等に伴 う植栽初期 管理 (㎡)	「てん茶」 生産のため の被覆栽培 への転換 (㎡)	合計 (㎡)	改植 【単価152円/㎡】	改植等に伴 う植栽初期 管理 【単価141円/㎡】	「てん茶」生 産のための被 覆栽培への転 換 【単価100円/㎡】	合計 (円)						実施前	実施後		
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
計	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						

- 注 1 拠点内の茶園面積の合計を記入してください。当該年度に事業を実施する生産者の茶園面積だけでなく、当該年度に事業を実施しない生産者の茶園面積も含まれます。
- 注 2 実施面積の記入に当たっては、㎡未満の小数点以下は切り捨ててください。
- 注 3 主要品種とは茶品種「やぶきた」とし、やぶきたの栽培面積を記入してください。
- 注 4 移動改植（改植を行う前と後で、ほ場が異なる場合）は、「ほ場所在地」の欄の上段に実施前のほ場（茶樹を伐採し、抜根するほ場）の所在地、下段に実施後のほ場（植栽を行ったほ場）の所在地を記入してください。
また、ほ場所在地が複数ある場合は、全てのほ場所在地を連記してください。
- 注 5 実施面積の記入に当たっては、茶園のけい畔や法面など茶樹が植栽されていない面積は除いてください。
このため、①実測又は②土地登記簿や固定資産課税台帳等の既存資料で面積を把握し、記入してください。
なお、土地登記簿等の既存資料では、茶園のけい畔や法面も含んだ面積として整理されている場合がありますので、その場合は、面積の算出方法について静岡県にお問い合わせください。
- 注 6 「支援対象面積の事前精査」の確認欄については、以下の基準で該当する数値を記入。

2 拠点の全ての茶園において、実測、図測、公的資料等を活用し実測又は図測に相当する方法により支援対象面積を事前精査している場合。

1 過去の面積減少率から支援対象面積を推定する等、2 以外の何らかの方法で支援対象面積を事前精査している場合。

0 農地基本台帳等の登記面積を直接計上している等、支援対象面積の精査を行っていない場合。
- 2 添付書類
- 事後確認資料
 - 国の茶改植事業の実施確認結果（実績状況一覧表（国の茶改植事業実施要領別添19））の写し（国の茶改植事業を活用している場合に限り）

○ ○ 第 ○ 号
年 月 日

静岡県経済産業部農業局お茶振興課長 様

所在地
名 称
代表者

○年度静岡茶海外戦略展開支援事業実施状況等報告書

静岡茶海外戦略展開支援事業実施要領第 8 の（2）に基づき、下記のとおり静岡茶海外戦略展開支援事業実施状況等報告書を提出します。

< 事業の区分 >

静岡茶海外戦略展開支援事業名	実施内容※	添付内容
海外販路開拓支援事業		別紙 1
輸出拡大生産転換設備等導入支援事業		別紙 2
輸出拡大生産体制強化支援事業		別紙 3

※該当する内容に「○」を記載すること。

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名
作成者 職・氏名

別紙 1（海外販路開拓支援事業業）

1 事業実施後の取組状況

2 新たな需要等の創出

項 目	単位	現状 (年度) (事業実施年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	3 年目 (年度)

注：成約件数、販売件数、販売額や輸出額などを記載すること。

3 添付書類

その他参考となる書類

別紙 2（輸出拡大生産転換設備等導入支援事業）

1 事業実施後の取組状況

2 取組の成果

（1）輸出用茶の生産拡大

（仕上茶、荒茶、生葉）のうちいずれかに「○」をつけ、選択した内容について、下表の項目を記載すること。

項 目		前年度 (年度) 現状	事業実施年度 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	3 年目 (年度)
輸出用茶 栽培面積	有機 栽培面積	ha	ha	ha	ha	ha
	てん茶用 面積	ha	ha	ha (%)	ha (%)	ha (%)
	改植 実施面積	ha	ha	ha (%)	ha (%)	ha (%)
輸出用茶 生産量	有機茶 生産量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
	てん茶 生産量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
	その他 生産量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
輸出用茶 出荷量	有機茶 出荷量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
	てん茶 出荷量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
	その他 出荷量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
輸出用茶 販売額	有機 煎茶	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
	有機 てん茶	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
	慣行 煎茶	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
	慣行 てん茶	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)

注 1：現状を基準として増加率((目標値－現状値)/ 現状値*100)を記載すること。

(2) 出荷量及び販売額等

項 目	前年度 (年度) 現状	事業実施年度 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	3 年目 (年度)
総出荷量	t	t	t (%)	t (%)	t (%)
総販売額	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)
茶業者1戸 あたり収入	千円	千円	千円 (%)	千円 (%)	千円 (%)

注1：現状を基準として増加率((実績値－現状値)/ 現状値 * 100)を記載すること。

注2：総出荷量及び総販売額は国内向けも含めた量及び額を記載すること。

注3：(1)で選択した仕上茶、荒茶、生葉について記載すること。

(3) 有機栽培茶またはてん茶の生産拡大に向けた茶品種の転換の実績

品種名		現状 (年度) (事業実施年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	3 年目 (年度)
転換前	転換後				
		ha	ha	ha	ha

注1：該当ある場合に記載。

注2：必要に応じて行を追加すること。

(4) 労働生産性

項目	前年度 (年度) (現状)	事業実施年度 (年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	3 年目 (年度)
労働時間	h	h	h	h	h
労働生産性					

注：該当ある場合に記載。

(5) 流通販売業者等との出荷契約等の実績

契約取引等の相手先	項 目	単位	現状 (年度) (事業実施年度)	1 年目 (年度)	2 年目 (年度) (目標年度)	3 年目 (年度)
	契約取引量	t				
	契約取引額	千円				

注：必要に応じて行を追加すること。

3 添付書類

事業主体の決算書など参考となる書類

別紙 3 （輸出拡大生産体制強化支援事業）

支援対象年度	支援メニュー	生産者名	ほ場所在地	実施面積 (㎡)	栽培管理状況	備考

注 1：栽培管理状況については、有機栽培（移行期間含む）の場合は 1、慣行栽培の場合は 2 を記載すること。
注 2：改植後のほ場で有機栽培を行う場合において、未収益期間の前半を慣行栽培で管理する場合は備考に記載すること。

様式第 5 号（日本産業規格 A 4 縦型）

番 号
令和 年 月 日

静岡県知事 様

事業実施主体の名称
代表団体等の所在地住所
代表団体等の名称
代表者の職及び氏名

令和 年度静岡茶海外戦略展開支援事業費補助金交付決定前着手届

令和 年 月 日付け農茶第 号で交付対象事業として選定された補助事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので提出します。

記

1 交付決定前着手の条件

- （１）交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、この損失は、事業主体が負担するものとする。
- （２）当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内において計画変更は行わないこと。

2 事業計画及びその内容

事業内容	事業費 (補助金申請額)	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由
	()			